

上野内区
＊要望書

	要望・質問事項	懇談会時における町の回答（措置・対応）	要望・質問に係る対応状況等
①	事前の要望書はありませんでした。		

＊要望書以外の要望

	要望・質問事項	懇談会時における町の回答（措置・対応）	要望・質問に係る対応状況等
①	IP告知電話を商店や中小企業にも展開することができないか。	事業所への設置も可能ですので、町民福祉課の方までご連絡いただければと思います。 【大森町民福祉課長】	同左
②	10月から開始されたインボイス制度の内容を理解できる方が少ないと感じているため、町に相談窓口を置いてもらえないか。	説明会を税務署では行っている状況ですが、町の職員でどのような内容で展開できるか等について検討させていただきます。 【鈴木自立総務課長】	町での対応が難しい状況であることから、最寄りの税務署にご相談いただきたい。
③	多面的事業で用水脇の草刈りを年2回行っていますが、小学校校庭のフェンスと用水路の間が2mほどあいている。以前は小学校でそこはやっていただけたとのことでしたが、今は行われていないようです。そのため草が大きくなってしまい、多面的でやるには大変なので、町の方で草刈りをお願いしたい。	大変申し訳ございませんが、把握できておりませんでしたので調査させていただき、以前そのようなお話であったのであれば継続して実施できるよう協議させていただければと思います。 【菊池教育課長】	確認の結果、フェンスは学校敷地から余裕を持った位置に設置されており、フェンスの外側もある程度学校用地であることから、学校の管理として草刈りをするというお約束をしておりましたので、学校管理として草刈りをして参ります。
④	土・日・祝日や長期休暇などに子どもたちが小学校に来て遊んでいる。にぎやかな声が聞こえて良いのだが、門を乗り越えてしまう子や建物の壁にボールをぶついたりする子もいるため、校庭の活用ルールなどが書かれた看板のようなものの設置をしたほうがよいのではないか。	指導は行っておりますが、再度指導をいたします。また、開校当時には活用ルール等を掲載したものがありませんでしたが、現在なくなってしまうようですので、設置について検討させていただきます。 【菊池教育課長】	校庭の利用方法については、禁止事項も含めた案内パネルを掲示いたしました。
⑤	農地の見直し、農振農用地の網掛けにより農地を山林に戻すことができないため、戻す方法はないか。	既に林地化が進んでいる様相であれば、農業委員会の権限で非農地判断は農振農用地でも可能です。しかし地目変更後、太陽光などの開発をしようとしても農用地の網掛けは外れていないので許可とはなりません。 【古市事業課長】	農振除外については、個別にご相談ください。また、農地を山林に転用するためには農業委員会の許可が必要となります。